

令和5年3月豊橋市議会定例会

○ 提出事件

予 算 案 1 4 件 (うち補正4件)

条 例 案 1 7 件

単 行 案 4 件 (うち人事案1件)

報 告 5 件

以 上 4 0 件

3月市議会定例会議案概要説明書

〔 条 例 案 〕

議案第15号 豊橋市の政策推進における部等の役割を定める条例の一部を改正する条例

(行政課)

業務の移管に伴い、政策の推進を担う部等の役割について変更するため、現行条例の一部を改正するもの

○部等の役割について、業務の移管に合わせて変更

(令和5年4月1日から施行)

議案第16号 豊橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

(生活福祉課・行政課)

個人情報をも効率的に検索し、及び管理するために本市独自に個人番号(マイナンバー)を利用する事務を追加するため、現行条例の一部を改正するもの

○個人番号を利用する事務に追加する項目

生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

(公布の日から施行)

議案第17号 豊橋市職員定数条例の一部を改正する条例

(人事課)

職員定数の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

区 分	改正後	改正前	増減
市長の事務部局の職員	3,054人	2,996人	58人
水道事業及び下水道事業管理者の事務部局の職員	184人	183人	1人

職員定数	3,830人	3,771人	59人
------	--------	--------	-----

(令和5年4月1日から施行)

議案第18号 豊橋市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(教育政策課・人事課)

非常勤特別職の報酬を追加するほか、所要の改正をするため、現行条例の一部を改正するもの

○追加する非常勤特別職及び報酬額

追加する非常勤特別職	報酬額
学校運営協議会委員	年額5,000円

(令和5年4月1日から施行)

議案第19号

豊橋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(人事課)

市民病院における看護師等の採用確保及び処遇改善を図るため、現行条例の一部を改正するもの

○夜間看護等手当の改正

手当の種類	勤務内容	手当の額 (括弧は、技能労務職員)	
		改正後	改正前
夜間看護等手当	深夜勤務1回(全部)	8,700円 (7,000円)	8,200円 (6,600円)
	〃(4時間以上)	4,700円 (3,800円)	4,500円 (3,600円)
	〃(2時間以上4時間未満)	4,300円 (3,500円)	4,100円 (3,300円)
	〃(2時間未満)	2,600円 (2,100円)	2,400円 (2,000円)

(令和5年4月1日から施行)

議案第20号

星野真吾・高畑郁子美術振興基金条例の一部を改正する条例

(美術博物館)

基金の全部又は一部を処分することを可能とするため、現行条例の一部を改正するもの

○基金の処分に係る規定の改正

改正後	改正前
基金の全部又は一部を処分することができる。	基金を処分した後の基金の額が…積み立てられた額の合計額を下回らない範囲内で、基金を処分することができる。

(令和5年4月1日から施行)

議案第 2 1 号 豊橋市職員退職手当基金条例

(人事課)

職員の定年年齢の引上げに伴い、退職手当の支給に必要な財源を安定的に確保するため、地方自治法第 2 4 1 条の規定に基づき新たに条例を制定するもの

(令和 5 年 4 月 1 日から施行)

議案第 2 2 号 豊橋市手数料条例の一部を改正する条例

(建築指導課・財政課)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 9 号。令和 4 年 6 月 1 7 日公布）による建築基準法の一部改正及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和 4 年経済産業省令・国土交通省令第 2 号。令和 4 年 1 1 月 7 日公布）の施行に伴い、建築基準法等関係手数料について所要の改正をするため、現行条例の一部を改正するもの

○主な改正内容

1 建築基準法に基づく許可申請手数料等の区分の新設

区分	金額
建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の特例認定申請手数料	27,000 円
建築物の建ぺい率に関する特例許可申請手数料	160,000 円
建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000 円
高度地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000 円

2 建築基準法に基づく許可申請手数料の改正

区分	金額	
	改正後	改正前
建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000 円	33,000 円

3 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の誘導仕様基準の区分等の新設

改正部分の抜粋

			区分	単位	手数料の額	
その他の場合 (※確認機関が認めた場合以外の場合)	一戸建て住宅	建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの		1件	19,100円	
		その他のもの		1件	37,100円	
	共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1棟の戸数が1のもの	1件	19,100円
				(中略)	(中略)	(中略)
			1棟の総戸数が301以上のもの	1件	356,500円	
				(中略)	(中略)	
			その他のもの	1棟の戸数が1のもの	1件	37,100円
				(中略)	(中略)	(中略)
				1棟の総戸数が301以上のもの	1件	636,500円

※太線部分は、改正箇所

(1・2は令和5年4月1日から、3は公布の日から施行)

議案第23号

豊橋市民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(生涯学習課)

杉山地区市民館の改修に伴い、館内の室名を変更するため、現行条例の一部を改正するもの

○室名の変更

改正後	改正前
多目的室（第1・第2）	和室（第1・第2）

(令和5年4月1日から施行)

議案第24号

豊橋市美術博物館条例等の一部を改正する条例

(美術博物館・科学教育センター・自然史博物館・生活衛生課)

博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号。令和4年4月15日公布）の施行に伴い、条例の設置根拠の変更、博物館の事業の追加等について規定するほか、所要の改正をするため、現行条例の一部を改正するもの

1 主な改正内容

(1) 条例の設置根拠の変更

条例の設置根拠を、博物館法第18条（法改正により削除）から、地方自治法第244条の2第1項に変更する。

(2) 博物館の事業の追加

博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること等を加える。

2 関係条例（一部改正条例）

(1) 豊橋市美術博物館条例

(2) 豊橋市地下資源館条例

(3) 豊橋市自然史博物館条例

(4) 豊橋市二川宿本陣資料館条例

(5) 豊橋市旅館業法施行条例（※規定の整備のみ）

(令和5年4月1日から施行)

議案第25号 豊橋市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
(子育て支援課・障害福祉課)

子ども医療費の助成対象者の範囲を拡大するため、現行条例の一部を改正するもの

○助成対象者の範囲の拡大

区分	改正後	改正前
通院	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	中学校3年生まで
入院	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(変更なし)	

(関係条例の整備)

- ・豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例の一部改正

(令和6年1月1日から施行)

議案第26号 豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
(障害福祉課)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号。令和4年12月16日公布)による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正により、条例で引用する法の項が追加等されたことに伴い、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

(令和5年4月1日から施行)

議案第27号 豊橋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
(市民病院管理課)

診療科目の見直しを図るため、現行条例の一部を改正するもの

○診療科目

改正後	改正前
心臓血管外科	心臓外科
	血管外科

(令和5年4月1日から施行)

議案第28号 豊橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(国保年金課)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号。令和5年2月1日公布）の施行に合わせ、出産育児一時金の額を引き上げるため、現行条例の一部を改正するもの

○出産育児一時金の支給額

改正後	改正前
48万8千円	40万8千円

(令和5年4月1日から施行)

(国保年金課)

国民健康保険財政の健全な運営及び国民健康保険税の負担の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

1 税率の改定

国民健康保険税の税率を次のとおり改定するもの

区 分		税 率	
		改 正 後	改 正 前
基礎課税額	所得割額	基礎控除後の総所得金額等の 100分の6.28	基礎控除後の総所得金額等の 100分の6.60
	被保険者均等割額	被保険者1人について 20,100円	被保険者1人について 19,500円
	世帯別平等割額 ()内上段は、特定世帯 下段は、特定継続世帯	1世帯について 24,000円 (12,000円) (18,000円)	1世帯について 25,500円 (12,750円) (19,125円)
後期高齢者支援金等課税額	所得割額	基礎控除後の総所得金額等の 100分の2.71	基礎控除後の総所得金額等の 100分の2.46
	被保険者均等割額	被保険者1人について 8,400円	被保険者1人について 6,900円
	世帯別平等割額 ()内上段は、特定世帯 下段は、特定継続世帯	1世帯について 9,900円 (4,950円) (7,425円)	1世帯について 9,300円 (4,650円) (6,975円)
介護納付金課税額	所得割額	基礎控除後の総所得金額等の 100分の2.30	基礎控除後の総所得金額等の 100分の2.49
	被保険者均等割額	被保険者1人について 9,000円	被保険者1人について 8,700円
	世帯別平等割額	1世帯について 7,800円	1世帯について 8,300円

※ 特定同一世帯所属者（国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行後、継続して同じ世帯に属する者）が属する世帯で国民健康保険の加入者が1人のみである世帯のうち、1年目から5年間を特定世帯といい、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の2分の1が減額され、6年目から3年間を特定継続世帯といい、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の4分の1が減額される。

2 国民健康保険税の軽減金額の改定

国民健康保険税の税率を改定するのに伴い、地方税法施行令で定める基準に従い、国民健康保険税の軽減金額を次のとおり改定するもの

<低所得世帯>

軽減割合		軽 減 金 額					
		基礎課税額		後期高齢者 支援金等課税額		介護納付金課税額	
		被保険者 均等割額 被保険者 1人につ いて	世帯別平等 割額 1世帯につ いて ()内上段は 特定世帯、 下段は特定 継続世帯	被保険者 均等割額 被保険者 1人につ いて	世帯別平等 割額 1世帯につ いて ()内上段は 特定世帯、 下段は特定 継続世帯	被保険者 均等割額 被保険者 1人につ いて	世帯別平等 割額 1世帯につ いて
7 割	改正後	14,070円	16,800円 (8,400円) (12,600円)	5,880円	6,930円 (3,465円) (5,198円)	6,300円	5,460円
	改正前	13,650円	17,850円 (8,925円) (13,388円)	4,830円	6,510円 (3,255円) (4,883円)	6,090円	5,810円
5 割	改正後	10,050円	12,000円 (6,000円) (9,000円)	4,200円	4,950円 (2,475円) (3,713円)	4,500円	3,900円
	改正前	9,750円	12,750円 (6,375円) (9,563円)	3,450円	4,650円 (2,325円) (3,488円)	4,350円	4,150円
2 割	改正後	4,020円	4,800円 (2,400円) (3,600円)	1,680円	1,980円 (990円) (1,485円)	1,800円	1,560円
	改正前	3,900円	5,100円 (2,550円) (3,825円)	1,380円	1,860円 (930円) (1,395円)	1,740円	1,660円

<未就学児>

低所得世帯 軽減割合区分 ()内は、軽減割合	軽 減 金 額			
	基礎課税額 被保険者均等割額		後期高齢者支援金等課税額 被保険者均等割額	
	改正後	改正前	改正後	改正前
	7割 (1.5割)	3,015円	2,925円	1,260円
5割 (2.5割)	5,025円	4,875円	2,100円	1,725円
2割 (4割)	8,040円	7,800円	3,360円	2,760円
非該当 (5割)	10,050円	9,750円	4,200円	3,450円

3 適用時期

令和5年度分の国民健康保険税から適用

議案第30号 豊橋市工場立地法に基づく準則等を定める条例の一部を改正する条例

(産業政策課)

緑地面積率等を更に緩和し、既存企業の再投資及び新たな企業立地を促進するため、現行条例の一部を改正するもの

1 緑地面積率等

区分	緑地面積率	環境施設面積率(※)
改正後	5%以上	10%以上
改正前	15%以上	20%以上

※ 環境施設面積率とは、「緑地」及び「緑地以外の環境施設」の面積の敷地面積に対する割合のこと。環境施設の面積を「緑地」の面積で達成している場合には、「緑地以外の環境施設」を設置する必要はない。

2 適用条件

(1) 区域

愛知県(企業庁)等が開発した事業用の団地の区域(豊橋三弥地区等)
都市計画法に規定する工業専用地域(明海地区等)

(2) 環境保全に寄与する取組の実施

市基準が適用される企業は、環境保全に寄与する取組の実施に努める。

(令和5年4月1日から施行)

(消防本部総務課)

消防団員の定員を改正するほか、消防団員の報酬額を引き上げるため、現行条例の一部を改正するもの

1 消防団員の定員

改正後	改正前	増 減
1, 230人	1, 248人	▲18人

2 報酬額の引上げ

活動時間 (括弧内は、改正前)	改正後	改正前
2時間以下 (2時間未満)	2,000円	1,500円
2時間を超え3時間以下 (2時間以上3時間未満)	3,000円	1,600円
3時間を超え4時間以下 (3時間以上4時間未満)	4,000円	2,200円
4時間を超え5時間以下 (4時間以上5時間未満)	5,000円	3,100円
5時間を超え6時間以下 (5時間以上)	6,000円	3,300円
6時間を超え7時間以下 (6時間以上で夜間)	7,000円	7,000円
7時間を超え8時間以下 (6時間以上で夜間)	8,000円	7,000円

※上記以外に、費用弁償として災害・警戒出動1回につき200円を支給

(令和5年4月1日から施行)

〔 単 行 案 〕

議案第 3 2 号

市道の路線廃止について

(石巻西川町 1 8 8 号線以下 1 6 路線)

(土木管理課)

議案第 3 3 号

市道の路線認定について

(石巻西川町 2 4 0 号線以下 2 3 路線)

(土木管理課)

議案第34号 包括外部監査契約の締結について

(行政課)

地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるもの

- | | |
|----------|-------------------------|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和5年4月1日 |
| 3 契約の金額 | 11,000,000円を上限とする額 |
| 4 契約の相手方 | 氏名 北川裕和(資格 公認会計士) |

議案第35号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(行政課)

固定資産評価審査委員会委員の鈴木康代が令和5年4月27日で任期満了となるため、後任委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるもの

- | | | |
|-----|----|------|
| 参 考 | 定数 | 6人以内 |
| | 任期 | 3年 |

[報 告]

報告第1号 専決処分の報告について

(契約検査課・教育政策課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている変更契約の締結について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 専決年月日 令和5年1月23日
- 2 変更する議決 令和3年第85号議決
工事請負契約締結について（岩西小学校北・中校舎長寿命化改良工事（詳細設計付））

3 変更内容

契約価格	変更前	929,500,000円
	変更後	927,179,000円
	差引き	▲2,321,000円

・排水柵及び排水管の撤去の一部を取りやめる変更等のため

報告第2号 専決処分の報告について

(納税課・国保年金課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている国民健康保険給付費の不当利得返還金の支払に係る訴えの提起について、同条第2項の規定により報告するもの

国民健康保険給付費に係る不当利得返還金の支払

専決年月日	令和5年2月9日
事件の概要	相手方は、市からの再三にわたる支払の催告にもかかわらず、多額の国民健康保険給付費に係る不当利得返還金を滞納しているため、同返還金の支払を求め、豊橋簡易裁判所へ支払督促を申し立てたところ、相手方の督促異議の申立てにより、同簡易裁判所に訴えの提起があったとみなされたものである。 (専決処分時の滞納状況) 滞納件数 3件

報告第3号 専決処分の報告について

(納税課・子育て支援課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る保証債務の履行を求める民事調停の申立てについて、同条第2項の規定により報告するもの

民事調停の申立て

専決年月日	令和5年1月10日
事件の概要	相手方は、市からの再三にわたる支払の催告にもかかわらず、母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る保証債務を履行しないため、当該保証債務の履行を求める民事調停を豊橋簡易裁判所に申し立てたものである。 (専決処分時の滞納状況) 滞納件数 1件
調停不成立の場合の方針	1 市は、この調停が成立しなかった場合は、当該保証債務の支払を求める訴えを提起するものとする。 2 市は、判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。 3 市は、上記の調停又は訴訟において必要がある場合は、適当と認める条件で相手方と和解に応ずることができる。

報告第4号 専決処分の報告について

(教育政策課・収集業務課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている1件100万円以内の次の損害賠償について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 (1) 専決年月日 令和5年2月10日
- (2) 損害賠償の額 619,740円
- (3) 事故の概況 令和5年1月25日午前8時50分頃、二川小学校において、相手方所有の高所作業車を本市職員(教育部教育政策課)が運転し、門から学校の敷地内に入ろうとしたところ、運転操作を誤り、敷地内の柵に接触し、相手方車両を損傷させたもの
(豊橋市過失割合 100%)

- 2 (1) 専決年月日 令和5年2月13日
- (2) 損害賠償の額 50,248円
- (3) 事故の概況 令和5年1月25日午前11時15分頃、豊橋市大岩町字東郷内21番11地先の路上において、本市職員（環境部収集業務課）がごみ収集車の助手席から降車しようとしてドアを開けたところ、側方を通過しようとした相手方所有の軽乗用自動車に誤って接触し、相手方車両を損傷させたもの（豊橋市過失割合 80%）

報告第5号 債権放棄の報告について

（納税課）

豊橋市債権管理条例第6条の規定により、次のとおり市の債権を放棄したので、同条例第7条の規定により報告するもの

1 債権の内訳及び放棄事由

所管課	債権の名称	人数（人）	金額（円）	放棄事由 （第6条該当号）
資産 経営課	普通財産貸付料	1	45,000	行方不明等（3号）
	計	1	45,000	
子育て 支援課	児童扶養手当 返還金	1	300,270	破産等（4号）
	計	1	300,270	
農業 支援課	市民ふれあい 農園利用料	1	9,000	生活保護等（1号）
	計	1	9,000	
住宅課	住宅使用料	1	161,400	生活保護等（1号）
		2	1,120,878	行方不明等（3号）
	使用損害金	1	682,873	行方不明等（3号）
	修繕料	1	51,900	消滅時効完成（2号）
		4	273,924	行方不明等（3号）
	駐車場使用料	2	5,521	行方不明等（3号）
計	11	2,296,496		
医事課	入院収益	11	1,425,382	生活保護等（1号）
		6	60,510	消滅時効完成（2号）
		13	3,063,784	行方不明等（3号）

		4	223,080	破産等(4号)
	給食収益	7	139,210	生活保護等(1号)
		4	12,700	消滅時効完成(2号)
		8	104,396	行方不明等(3号)
		4	83,720	破産等(4号)
	外来収益	7	351,080	生活保護等(1号)
		19	150,740	消滅時効完成(2号)
		15	481,540	行方不明等(3号)
		5	1,990,350	破産等(4号)
	その他医業収益	4	8,370	生活保護等(1号)
		6	9,670	消滅時効完成(2号)
		6	19,140	行方不明等(3号)
		2	14,580	破産等(4号)
	その他医業外収益	1	400	行方不明等(3号)
	計	122	8,138,652	
営業課	水道料金	7	39,939	生活保護等(1号)
		139	588,436	消滅時効完成(2号)
		205	853,494	行方不明等(3号)
		6	29,236	破産等(4号)
	計	357	1,511,105	
保健給食課	学校給食費	1	7,395	消滅時効完成(2号)
	計	1	7,395	
合計		494	12,307,918	

2 債権放棄日

令和4年12月22日